◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２２７号(H25. 12. 13)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝８件（１２月６日～１２月１２日分）
（１）乗合バスの車内事故１
（２）乗合バスの車内事故２
（３）乗合バスの車内事故３
（４）貸切バスにトラックが追突した事故
（５）タクシーと乗用車が衝突した事故
（６）タクシーと乗合バスが衝突した事故
（７）トラックの酒気帯び運転による事故
（８）大型トラック同士が正面衝突した事故
２．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！　※〔まもなく届出期限となります！！！〕
３．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
４．事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について
５．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
６．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
７．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
８．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

【１．重大事故等情報＝８件】（１２月６日～１２月１２日分）

（１）乗合バスの車内事故１

１２月４日（水）午前８時２０分頃、福岡県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客４０名を乗せて運行中、対向車が右折してきたため急制動を行ったところ、立席の乗客（男性、５３歳）が反動で前ドア付近に転倒した。

この事故により、当該乗客が肋骨骨折の重傷を負った。

また、着席していた乗客１名（女性、３９歳）が左足打撲の軽傷を負った。

事故当時、当該乗合バスは、交差点において青信号で直進中、対向車がいきなり右折してきたため急制動を行った模様。

なお、当該対向車とは衝突・接触等はしていない。

（２）乗合バスの車内事故２
１２月５日（木）午後５時５０分頃、北海道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客２名を乗せて運行中、道路のくぼみに車輪を取られた。
この事故により、当該乗合バスの乗客１名（女性、７１歳）が腰椎圧迫骨折の重傷を負った。
事故現場は、道路の舗装工事をしていたため、舗装がはがされ砂利道であった。
事故当時、当該乗客は着席したままで、座席から落ちたなどの事はなかった。

（３）乗合バスの車内事故３
１２月７日（土）午前８時５５分頃、栃木県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客３名を乗せて運行中、停留所を発進する際、乗客１名（女性、８５歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が左手首骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗合バスの運転者は、車内の安全確認を怠り、当該乗客が着座する前に発進したため転倒した模様。

（４）貸切バスにトラックが追突した事故
１２月７日（土）午前９時４０分頃、兵庫県の中国自動車道において、大阪府に営業所を置く貸切バスに大阪府に営業所置く大型トラックが追突した。
この事故により、当該貸切バスの乗客１５名と当該貸切バス及び当該大型トラックの運転者２名の計１７名が軽傷を負った。
事故当時、当該貸切バスは、渋滞のためハザードを点滅して減速していたところ、当該大型トラックが追突した模様。

（５）タクシーと乗用車が衝突した事故
１２月５日（木）午前１１時２５分頃、京都府において、府内に営業所を置くタクシーが乗客1名を乗せて運行中、乗用車と接触し弾みで街路樹に衝突した。
この事故により、当該タクシーの乗客が大腿骨骨折及び当該タクシーの運転者が胸部骨折の重傷を負い、接触した当該乗用車の運転者が軽傷を負った。
事故当時、当該タクシーが交差点を青信号で右折したところ、直進してきた対向の当該乗用車と接触し、街路樹に衝突した模様。

（６）タクシーと乗合バスが衝突した事故
１２月５日（木）午後１時３０分頃、東京都において、都内に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、信号機のない交差点で都内に営業所を置く乗合バスと衝突した。
この事故により、当該タクシーの乗客が骨折の重傷を負った。
なお、当該乗合バスには乗客４名が乗っていたが負傷者はいない。
事故当時、当該タクシーが当該交差点で一時停止せずに進入したところ、右方

向から直進してきた乗合バスと衝突した模様。

（７）トラックの酒気帯び運転による事故
１２月２日（月）午後８時４０分頃、奈良県において、埼玉県に営業所を置くトラックが電柱に衝突し、電柱を折損させる単独事故を起こした。
この事故による負傷者はいない。
事故当時、当該トラックの運転者は、運行中にコンビニで焼酎を飲んでおり、事故の調査中に酒気帯び運転が判明した模様。

（８）大型トラック同士が正面衝突した事故
１２月９日（月）午前５時３０分頃、福島県において、岩手県に営業所を置く大型トラック①と福島県に営業所を置く大型トラック②が衝突した。
この事故により、当該大型トラック双方の運転者（２名）が死亡した。
事故現場は、片側１車線で、事故当時、当該大型トラック①が何らかの理由により、センターラインをはみ出し、対向車線を走行していた大型トラック②と正面衝突した模様。

◇◇◇

月公表）を踏まえ、自動車運送事業の監査方針及び自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を定めた通達が改正されました。
これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の実施を図ってまいります。
また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。
新監査方針は１０月１日から施行、新処分基準は１１月１日から施行されます。
詳しくは、ホームページをご覧ください。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

◇◇◇

これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

１．点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

また、運転者が乗務中に体調に異変を感じた場合には、速やかに運行管理者へ連絡して指示を仰ぐべきことを徹底するとともにそのための連絡体制を確立しておくこと。

２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

４．平成１９年６月に国土交通省が策定した「『睡眠時無呼吸症候群』に注意しましょう！」等を活用し、睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）の早期発見・治療の重要性について理解を深めるとともに、スクリーニング検査の受診及び適切な治療の促進を図ること。

５．その他、関係法令を遵守するなど、安全管理の徹底を図ること。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【５．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成２４年４月２９日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しました

のでお知らせ致します。
（各検討会）
・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇

施行：平成２５年５月１日

◇◇◇

イン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆